

令和4年度 新型コロナウイルス感染症の影響による減免説明書

新型コロナウイルスの影響により収入が減少する世帯に対し、国保税の減免等を実施します。

●対象となる世帯

対象者(1)：新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯。

対象者(2)：新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和4年1月以降の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれ、次の①～③のすべてに該当する世帯。

① 事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること。

※事業収入の場合、国や県から支給される給付金は対象となる収入には含まれません。

②世帯の主たる生計維持者の前年合計所得額が1,000万円以下であること。

③減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※対象外の方：主たる生計維持者の前年の所得がゼロ又はマイナスの場合、非自発的失業者に該当する場合。

●対象となる国保税

令和4年4月1日～令和5年3月31日までの間に納期限がある令和4年度課税分

●申請期間

納税通知書が到達した日から令和4年10月31日まで又は減免を受けようとする期別の納期限7日前まで

※普通徴収の1期～4期は10月31日まで。5期以降は納期限の7日前までとなります。

●減免申請に必要な書類

対象者(1)：減免申請書、減免に関する調査票、同意書
コロナウイルス感染の、り患を証明する書類。(医師の診断書)

対象者(2)：減免申請書、減免に関する調査票、同意書

給与収入の方：給与等支払証明書

事業収入の方：収入申告書(事業等収入用)＋令和4年度中の収入が分かる帳簿のコピー

※令和3年度中の収入額に国や県から支給される各種給付金(持続化給付金等)が含まれている場合は、給付金が確認できる資料のコピー(令和3年分の確定申告書、通帳、給付金支給決定通知等。)の添付。

●減免の算定方法

対象者（１）：全額免除

対象者（２）：【表１】で算出した対象保険税額に、【表２】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

<減免額算出式> $(A \times B / C) \times \text{減免の割合}$

【表１】

| |
|---|
| 対象保険税額 = $A \times B / C$ |
| A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額。 |
| B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年所得額。（減少することが見込まれる事業収入等が２以上ある場合はその合計額） |
| C：世帯の主たる生計維持者及び世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額 |

※BまたはCの額が0円以下の場合、減免に該当しません。

【表２】

| 前年の合計所得金額 | 減免の割合 |
|----------------|-------|
| 300万円以下であるとき | 全部 |
| 400万円以下であるとき | 10分の8 |
| 550万円以下であるとき | 10分の6 |
| 750万円以下であるとき | 10分の4 |
| 1,000万円以下であるとき | 10分の2 |

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除します。

●減免申請をされる方へ

- ・減免が決定されるまで最長で1カ月半程かかります。審査が済み次第、減免決定通知若しくは不承認通知を郵送します。
- ・通知が届くまでの間に、納期限が到来する分の保険税は納付をお願いします。

問い合わせ先：竹富町役場 健康づくり課 国保係 TEL：82-7519